

平成 6 年 3 月 31 日

日本呼吸保護具工業会会長 殿

労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課 環境改善室長

防じんマスク及び防毒マスクの顔面に密着する部分に使用する材料の 皮膚障害に関する判定基準について

防じんマスクの規格(昭和 63 年労働省告示第 19 号)第 2 条第 1 号および防毒マスクの規格(平成 2 年労働省告示第 68 号)第 8 条第 1 号において、マスクに使用する材料は、顔面に密着する部分については、皮膚に障害を与えないものであることとされているところですが、今般、その判定基準について、下記のとおりとすることとしましたので、貴会会員に対し、周知方をお願い致します。

1. 判定基準

2に定める試験方法による結果に基づき次のように判定する。

- (1) 全員の皮膚に異常が認められない場合
皮膚に障害を与えない。
- (2) 紅斑(試験片の外部に生じたもの及び粘着テープによるものは除く。以下同じ。)が認められる者、かゆみを訴える者又は痛みを訴える者の合計が 2 名以上の場合
皮膚に障害を与える
- (3) 再試験において全員の皮膚に異常が認められない場合
皮膚に障害を与えない。
- (4) 再試験において紅斑が認められる者、かゆみを訴える者又は痛みを訴える者の合計が 1 名以上の場合
皮膚に障害を与える

2. 試験方法

- (1) 被験者
健康な成年男子又は成年女子 10 名以上とする。
- (2) 試験片の貼付
皮膚に対して影響を与えない粘着テープを用いて、直径 2cm の円形の試験片を上腕内側に、24 時間貼付する。ただし、試験中は入浴しない。なお、かゆみ又は痛みを訴える者については、試験を中止する。
- (3) 判定時期等
試験片を取り外してから、80 分後に目視によって判定する。
- (4) 再試験
紅斑が認められる者、かゆみを訴える者又は痛みを訴える者の合計が 1 名の場合は、初回の試験における被験者と異なる被験者 10 名により、再試験を実施する。